

【投資信託インターネット取引約款 新旧対照表（2026 年 9 月 26 日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
投資信託インターネット取引約款	投資信託インターネット取引約款
2024 年 11 月	2026 年 9 月
第 7 条（ログイン I D、パスワード等） （1）本サービスの利用には、次の各号において定める「ログイン I D」、「ログインパスワード」、「取引パスワード」（以下「パスワード等」と総称します。）が必要です。 <u>①「パスワード等」は、当社がインターネット口座登録の申込みを受付けた際に当社所定の方式にて通知します。</u> <u>② お客さまは、当社より通知されたログイン I D、ログインパスワードにて初回ログインを行い、初回ログイン時に今後使用するログインパスワード、取引パスワードを登録します。</u> <u>③ お客さまは、「パスワード等」の登録にあたっては、当社所定の文字数以上を指定するとともに、生年月日や電話番号など、第三者から推測可能な指定は避けるものとします。</u> <u>（2）「パスワード等」は、第三者に知られないように、お客さまが厳重に管理するとともに、第三者に開示、譲渡、貸与しないものとします。</u> <u>（3）お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。</u> <u>（4）お客さまは、取引の安全性を確保するため、「パスワード等」を当社所定の方法により適宜変更するものとします。</u> <u>（5）お客さまが、当社が定める回数以上、連続して「パスワード等」の入力間違いをした場合、一定時間、本サービスの利用ができなくなります（この状態を「ロックアウト」といいます。）。</u>ただし、ロックアウト時点までに、当社が受付けた注文は有効に存続するものとします。なお、「ロックアウト」が発生した場合、「パスワード等」の再設定を行う必要があります。再設定を行う場合は、当社所定の手続きを行うものとします。 <u>（6）お客さまが「パスワード等」を忘れた場合など、お客さまが「パスワード等」の再設定を行う場合には、当社所定の手続きを行うものとします。</u> <u>（7）お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面若しくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）</u>には、速やかに当社所定の連絡先にお届けください。届出の受け付けにより、当社は本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当社所定の手続きを行うものとします。	第 7 条（ログイン I D、パスワード等） （1）本サービスの利用には、「ログイン I D」、「ログインパスワード」、「取引パスワード」（以下「パスワード等」と総称します。）、「メールアドレス」、「パスキー」が必要です。 <u>（2）お客さまは、「パスワード等」の登録にあたっては、当社所定の文字数以上を指定するとともに、生年月日や電話番号など、第三者から推測可能な指定は避けるものとします。</u> <u>（3）「パスワード等」は、第三者に知られないように、またパスキーを登録する端末については、お客さま自身の認証情報以外が登録されることのないように、お客さまが厳重に管理するとともに、第三者に開示、譲渡、貸与しないものとします。</u> <u>（4）お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。</u> <u>（5）お客さまは、取引の安全性を確保するため、「パスワード等」を当社所定の方法により適宜変更するものとします。</u> <u>（6）お客さまが、当社が定める回数以上、連続して「パスワード等」の入力間違いをした場合、一定時間、本サービスの利用ができなくなります（この状態を「ロックアウト」といいます。）。</u>ただし、ロックアウト時点までに、当社が受付けた注文は有効に存続するものとします。なお、「ロックアウト」が発生した場合、「パスワード等」の再設定を行う必要があります。再設定を行う場合は、当社所定の手続きを行うものとします。 <u>（7）お客さまが「パスワード等」を忘れた場合など、お客さまが「パスワード等」の再設定を行う場合には、当社所定の手続きを行うものとします。</u> <u>（8）お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面若しくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）</u>には、速やかに当社所定の連絡先にお届けください。届出の受け付けにより、当社は本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当社所定の手続きを行うものとします。 <u>（9）お客さまがパスキーを登録した端末を紛失した場合には、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。</u>
第 8 条（取引時の本人確認等） （1）本サービスにおいて、当社は、当社に登録されているお客さまの「パスワード等」とお客さまが本サービスの利用にあたって「パソコン等」に入力された「パスワード等」との一致を確認する方法により、お客さまご本人であること等の確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。	第 8 条（取引時の本人確認等） （1）本サービスにおいて、当社は、当社に登録されているお客さまの「パスワード等」とお客さまが本サービスの利用にあたって「パソコン等」に入力された「パスワード等」との一致を確認する方法により、お客さまご本人であること等の確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。<u>また、出金等の当社所定の手続きを行う際は、原則としてメール認証、パスキー認証等を加えた多要素認証による本人確認を行います。</u>

旧	新
第 13 条（注文の受付等） <u>（6）本サービスでは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応、少額投資非課税制度（N I S A）に関する申請及び口座開設の対応並びに指定預金口座、氏名、住所の変更手続対応等はありません。当該対応又は変更手続等が必要な場合には、お客さまは当社に連絡のうえ所定の手続きを行うものとします。</u>	削除
第 28 条（免責事項） 当社は、投資信託関連約款等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害及び損失（機会損失を含みます。）については、当社が免責されることに異議なく了承していただきます。なお、当社が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当社がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害及び損失に限り、得べかりし利益（逸失利益を含みます。）その他お客さまに発生した間接的な損害及び損失については、当社は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。 ① お客さまの「パスワード等」の漏洩又は不正使用。ただし、当該漏洩又は不正使用が当社の重大な過失による場合は、この限りではありません。	第 28 条（免責事項） 当社は、投資信託関連約款等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害及び損失（機会損失を含みます。）については、当社が免責されることに異議なく了承していただきます。なお、当社が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当社がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害及び損失に限り、得べかりし利益（逸失利益を含みます。）その他お客さまに発生した間接的な損害及び損失については、当社は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。 ① お客さまの「パスワード等」の漏洩又は不正使用及びお客さまの口座における第三者によるパスキーの登録や利用。ただし、当該漏洩又は不正使用が当社の重大な過失による場合は、この限りではありません。
<u>2024 年 11 月 5 日改正</u>	<u>2026 年 9 月 26 日改正</u>